

開示項目一覧

銀行法施行規則第34条の26		三井住友 フィナンシャルグループ
銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項		
1. 資本金及び発行済株式の総数		58
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項		
氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)		58～59
各株主の持株数		58～59
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合		58～59
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
3. 直近の中間事業年度における事業の概況		15～17
4. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
経常収益		12
経常利益又は経常損失		12
中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失		12
純資産額		12
総資産額		12
連結自己資本比率		12
銀行持株会社及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
5. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書		28～31
6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額		
破綻先債権に該当する貸出金		24、57
延滞債権に該当する貸出金		24、57
3カ月以上延滞債権に該当する貸出金		24、57
貸出条件緩和債権に該当する貸出金		24、57
7. 自己資本の充実の状況		60～80
8. 銀行持株会社及びその子法人等(令第4条の2第2項に規定する子法人等)が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの(各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く)		47
9. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨		28
10. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨		60
銀行法施行規則第19条の2(単体)		三井住友銀行
銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項		
1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項		
氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)		128
各株主の持株数		128
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合		128
銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		
2. 直近の中間事業年度における事業の概況		4～10、18～20
3. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		
経常収益		14
経常利益又は経常損失		14
中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失		14
資本金及び発行済株式の総数		14
純資産額		14
総資産額		14
預金残高		14
貸出金残高		14
有価証券残高		14
単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)		14
従業員数		14
4. 直近の2中間事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率		115
5. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの		
資金運用収支		115
役務取引等収支		115

特定取引収支	115
その他業務収支	115
6. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高	115 ~ 116
利息	115 ~ 116
利回り	115 ~ 116
資金利ざや	127
7. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	117
8. 直近の2中間事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	127
9. 直近の2中間事業年度における総資産中間純利益率及び資本中間純利益率	127
10. 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	119
11. 直近の2中間事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	120
12. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	121
13. 直近の2中間事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	122
14. 直近の2中間事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び支払承諾見返額	121、128
15. 直近の2中間事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	121
16. 直近の2中間事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	122
17. 直近の2中間事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	123
18. 直近の2中間事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	124
19. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	127
20. 直近の2中間事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の残存期間別の残高	126
21. 直近の2中間事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の平均残高	125
22. 直近の2中間事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	127
銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
23. 中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書	101 ~ 105
24. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
破綻先債権に該当する貸出金	24、124
延滞債権に該当する貸出金	24、124
3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	24、124
貸出条件緩和債権に該当する貸出金	24、124
25. 自己資本の充実の状況	152 ~ 168
26. 有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	110 ~ 111
27. 金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	112
28. 第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	113 ~ 114
29. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	123
30. 貸出金償却の額	123
31. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	101
32. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	152
信託業務に関する事項	
33. 信託業務の内容	169
34. 直近の3中間事業年度及び2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
信託報酬	14
信託勘定貸出金残高	14
信託勘定有価証券残高	14
信託財産額	14
35. 直近の2中間事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
信託財産残高表（注記事項を含む）	129
金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という）の受託残高	129
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の種類別の受託残高	129
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	129
信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	130

金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	130
金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分）の残高	130
金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	130
担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	131
用途別（設備資金及び運転資金の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	131
業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	131
中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	131
金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分）の残高	131
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条（単体・資産の査定の基準）	三井住友銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23～25、124
2. 危険債権	23～25、124
3. 要管理債権	23～25、124
4. 正常債権	23～25、124
銀行法施行規則第19条の3（連結）	三井住友銀行
銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	4～10
2. 直近の3中間連結会計年度及び2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
経常収益	13
経常利益又は経常損失	13
中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失	13
純資産額	13
総資産額	13
連結自己資本比率	13
銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
3. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書	81～84
4. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
破綻先債権に該当する貸出金	124
延滞債権に該当する貸出金	124
3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	124
貸出条件緩和債権に該当する貸出金	124
5. 自己資本の充実の状況	132～151
6. 銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	99
7. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	81
8. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	132
平成19年金融庁告示第15号第8条	三井住友 フィナンシャルグループ
(定量的な開示事項)	
連結自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	60
自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
1. 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	61
資本金及び資本剰余金	61
利益剰余金	61
連結子法人等の少数株主持分の合計額	61
連結自己資本比率告示第5条第2項又は第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	61
基本的項目の額のうち から までに該当しないもの	61
連結自己資本比率告示第5条第1項第1号から第4号まで又は第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	61
連結自己資本比率告示第5条第1項第5号又は第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	61
連結自己資本比率告示第5条第7項又は第17条第6項の規定により基本的項目から控除した額	61

2. 連結自己資本比率告示第6条又は第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第7条又は第19条に定める準補完的項目の額の合計額	61
3. 連結自己資本比率告示第8条又は第20条に定める控除項目の額	61
4. 連結における自己資本の額	61

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.及び3.の額を除く)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	66
標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	66
内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない)	66
(i) 事業法人向けエクスポージャー	66
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	66
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	66
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	66
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	66
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	66
証券化エクスポージャー	66
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	66
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	66
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	66
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	66
PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	66
3. 信用リスク・アセットのみなし計算(連結自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	66
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	66
標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する)	66
内部モデル方式	66
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	66
基礎的手法	66
粗利益配分手法	—
先進的計測手法	—
6. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率(連結自己資本比率告示第2条(海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては連結自己資本比率告示第14条)の算式の分母の額に対する連結における基本的項目の額の割合をいう。第9条第2号において同じ)	61
7. 連結総所要自己資本額(連結自己資本比率告示第2条(海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては連結自己資本比率告示第14条)の算式の分母の額に8パーセント(海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては4パーセント)を乗じた額をいう。第9条第5号において同じ)	61

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	77
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
地域別	77
業種別又は取引相手の別	77
残存期間別	78
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	79
地域別	79
業種別又は取引相手の別	79
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない)	79
地域別	79
業種別又は取引相手の別	80

5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	80
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに連結自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）又は第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る）の規定により資本控除した額	71 ~ 74
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	68、70
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする）	
事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	67
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	70
居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値	68 ~ 69
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	73 ~ 74
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	74
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調子調整を行っている場合は、当該上調子調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	
適格金融資産担保	75
適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）	75
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	75
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
1. 与信相当額の算出に用いる方式	75
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	75
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	75
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る）	75
5. 担保の種類別の額	75
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	75
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	76
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	76
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	71 ~ 73

原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	71 ~ 73
保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	71 ~ 73
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	71 ~ 73
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	71 ~ 73
連結自己資本比率告示第 225 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	71 ~ 73
早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	71 ~ 73
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額	71 ~ 73
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額	71 ~ 73
当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	71 ~ 73
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	71 ~ 73
連結自己資本比率告示附則第 15 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	71 ~ 73
2. 持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	71 ~ 73
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	71 ~ 73
連結自己資本比率告示第 225 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	71 ~ 73
連結自己資本比率告示附則第 15 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	71 ~ 73
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る）	
1. 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	76
2. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	76
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額	76
上場株式等エクスポージャー	76
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	76
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	76
3. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	77
4. 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	77
5. 海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社については、連結自己資本比率告示第 6 条第 1 項第 1 号の規定により補充的項目に算入した額	61
6. 連結自己資本比率告示附則第 13 条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	70
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	70
銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	77
平成 19 年金融庁告示第 15 号第 3 条	三井住友銀行
（定量的な開示事項）	
自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
1. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	152
資本金及び資本剰余金	152
利益剰余金	152
自己資本比率告示第 17 条第 2 項又は第 40 条第 2 項に規定するステップ・アップ金利等の上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	152 ~ 153
基本的項目の額のうち から までに該当しないもの	152
自己資本比率告示第 17 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで又は第 40 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定により基本的項目から控除した額	152
自己資本比率告示第 17 条第 1 項第 5 号又は第 40 条第 1 項第 5 号の規定により基本的項目から控除した額	152
自己資本比率告示第 17 条第 8 項又は第 40 条第 7 項の規定により基本的項目から控除した額	152

2. 自己資本比率告示第18条又は第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第19条又は第42条に定める準補完的項目の額の合計額	152
3. 自己資本比率告示第20条又は第43条に定める控除項目の額	152
4. 自己資本の額	152
自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.及び3.の額を除く)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	154
標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	154
内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない)	154
(i) 事業法人向けエクスポージャー	154
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	154
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	154
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	154
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	154
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	154
証券化エクスポージャー	154
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	154
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	154
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	154
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	154
PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	154
3. 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第4条において同じ)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	154
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	154
標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する)	154
内部モデル方式	154
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	154
基礎的手法	154
粗利益配分手法	—
先進的計測手法	—
6. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率(自己資本比率告示第14条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第37条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第6条第2号において同じ)	152
7. 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第14条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第37条)の算式の分母の額に8パーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては4パーセント)を乗じた額をいう。第6条第5号において同じ)	152
信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	165
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
地域別	165
業種別又は取引相手の別	165
残存期間別	166
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	166
地域別	166
業種別又は取引相手の別	167
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない)	167
地域別	167
業種別又は取引相手の別	168

5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	168
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに自己資本比率告示第20条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）又は第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）の規定により資本控除した額	159 ~ 161
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	156、158
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする） 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	155
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	158
居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項 (i) ブール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値	156 ~ 157
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのブール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	161
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	161
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調調整を行っている場合は、当該上調調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する） 適格金融資産担保	162
適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）	162
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	162
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
1. 与信相当額の算出に用いる方式	162
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	162
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	162
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る）	162
5. 担保の種類別の額	162
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	162
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	163
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	163
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	159 ~ 161

原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	159 ~ 161
保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	159 ~ 161
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	159 ~ 161
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	159 ~ 161
自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	159 ~ 161
早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	159 ~ 161
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	159 ~ 161
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	159 ~ 161
当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	159 ~ 161
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	159 ~ 161
自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	159 ~ 161
2. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	159 ~ 161
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	159 ~ 161
自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	159 ~ 161
自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	159 ~ 161
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する銀行に限る）	
1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	163
2. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	163
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額	163
上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という）	163
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	163
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	163
3. 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額	164
4. 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額	164
5. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	152
6. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	158
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	158
銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	164
平成19年金融庁告示第15号第5条	三井住友銀行
（定量的な開示事項）	
自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	132
自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
1. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	133
資本金及び資本剰余金	133
利益剰余金	133
連結子法人等の少数株主持分の合計額	133
自己資本比率告示第5条第2項又は第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	133
基本的項目の額のうち から までに該当しないもの	133
自己資本比率告示第5条第1項第1号から第4号まで又は第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	133
自己資本比率告示第5条第1項第5号又は第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	133
自己資本比率告示第5条第7項又は第28条第6項の規定により基本的項目から控除した額	133

2. 自己資本比率告示第6条又は第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第7条又は第30条に定める準補完的項目の額の合計額	133
3. 自己資本比率告示第8条又は第31条に定める控除項目の額	133
4. 自己資本の額	133

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額(2.及び3.の額を除く)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	137
標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	137
内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない)	137
(i) 事業法人向けエクスポージャー	137
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	137
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	137
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	137
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	137
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	137
証券化エクスポージャー	137
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	137
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	137
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	137
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	137
PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	137
3. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	137
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	137
標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する)	137
内部モデル方式	137
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	137
基礎的手法	137
粗利益配分手法	—
先進的計測手法	—
6. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率(自己資本比率告示第2条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第25条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第6条第2号において同じ)	133
7. 連結総所要自己資本額(自己資本比率告示第2条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第25条)の算式の分母の額に8パーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては4パーセント)を乗じた額をいう。第6条第5号において同じ)	133

信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する)及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	148
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
地域別	148
業種別又は取引相手の別	148
残存期間別	149
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	150
地域別	150
業種別又は取引相手の別	150
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当動定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない)	150
地域別	150
業種別又は取引相手の別	151

5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	151
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない）並びに自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）又は第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る）の規定により資本控除した額	142 ~ 145
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	139、141
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする） 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む）	138
PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	141
居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項 (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値	139 ~ 140
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	144
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	144
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調子調整を行っている場合は、当該上調子調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する） 適格金融資産担保	145
適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）	145
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する）	145
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
1. 与信相当額の算出に用いる方式	146
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額	146
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）	146
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る）	146
5. 担保の種類別の額	146
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	146
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	146
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	146
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	142 ~ 144

原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る）	142 ~ 144
保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	142 ~ 144
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	142 ~ 144
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	142 ~ 144
自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	142 ~ 144
早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	142 ~ 144
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	142 ~ 144
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	142 ~ 144
当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む）	142 ~ 144
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	142 ~ 144
自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	142 ~ 144
2. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	142 ~ 144
保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	142 ~ 144
自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	142 ~ 144
自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	142 ~ 144
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する連結グループに限る）	
1. 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	146
2. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	147
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額	147
上場株式等エクスポージャー	147
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	147
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	147
3. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	147
4. 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	147
5. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	133
6. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	141
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	141
銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	148